

平成20年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

平成20年12月1日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第67号 瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 議案第86号 指定管理者の指定について
- 日程第7 議案第87号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第88号 瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第89号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第90号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第91号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第92号 瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第93号 瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第94号 平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第95号 平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第96号 市道路線の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	清水 治	2番	土屋 隆 義
3番	熊谷 祐子	4番	西岡 一成
5番	庄田 昭人	6番	森 治久
7番	棚橋 敏明	8番	広瀬 武雄
9番	山田 隆義	10番	広瀬 捨男
11番	松野 藤四郎	12番	土田 裕

13番 小寺 徹  
15番 小川 勝範  
17番 星川 睦枝  
19番 若園 五朗

14番 若井 千尋  
16番 堀 武  
18番 藤橋 礼治  
20番 広瀬 時男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀 孝正	副市長	豊田 正利
教育長	横山 博信	企画部長	奥田 尚道
総務部長	新田 年一	市民部長	松井 勝一
福祉部長	石川 秀夫	巢南庁舎 管理部長	福野 正
都市整備部長	松尾 治幸	調整監	水野 幸雄
環境水道部長	河合 信	会計管理者	広瀬 幸四郎
教育次長	林 鉄雄		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	鷲見 秀意	書記	清水 千尋
書記	棚瀬 敦夫		

開会及び開議の宣告

議長（小川勝範君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第4回瑞穂市定例議会を開会します。

本日の会議を始める前に、広瀬副議長の発声のもと、市民憲章を全員で唱和したいと思いますので、議場の皆さん方、全員起立の上、よろしく願いをいたします。

広瀬副議長。

〔市民憲章唱和〕

議長（小川勝範君） ありがとうございます。ただいま市民憲章を皆さん方の力いっぱいの唱和、ありがとうございました。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（小川勝範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議席番号13番 小寺徹君と14番 若井千尋君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（小川勝範君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月18日までの18日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（小川勝範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

7件の報告をします。

まず5件については、鷺見議会事務局長より報告させます。

議会事務局長（鷺見秀意君） 議長にかわりまして、5件報告します。

まず1件目は、地方自治法第235条の2第1項の規定による例月出納検査の結果報告を、同条第3項の規定により監査委員から受けております。検査は、平成20年8月分と平成20年9月

分が実施され、現金・預金等の出納保管状況は関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないとの報告でした。

関連して2件目ですが、地方自治法第199条第4項の規定による定期監査の結果報告を、同条第9項の規定により監査委員から受けております。監査は、10月1日に健康推進課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されているとの報告でした。また、10月27日に環境課を対象に実施され、財務に関する事務は適正に執行されていると認められるが、一部の委託契約事務の検査調書について、検査日が毎月月末で作成されていたため、12月において月末の日付となっており、書類上、形式的に月末の日付で作成していたとのことで、今後は注意願いたいとの報告でした。

3件目は、岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合議会の結果報告です。10月15日に同組合の平成20年第2回定例会が開催されました。岐阜市の議会構成が変更されたことにより、同組合の浅井武司議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙が行われました。選挙の結果は、岐阜市の大野通議長が組合議長に当選されました。また、管理者より提出された議案は2件で、平成20年度補正予算1件、平成19年度決算の認定を求めるもの1件で、結果はいずれも可決または認定されました。

4件目は、西濃環境整備組合議会の結果報告です。11月28日に同組合の平成20年第2回定例会が開催されました。大垣市の議会構成が変更されたことにより、同組合の津汲仁議長と岡本敏美副議長が組合議員でなくなったため、組合議会の議長選挙及び副議長選挙が行われました。選挙の結果、大垣市の高橋滋議長が組合議長に、大垣市の丸山新吾副議長が組合副議長に当選されました。また、管理者より提出された議案は2件で、平成20年度補正予算1件、平成19年度決算の認定を求めるもの1件で、結果はいずれも可決または認定されました。

5件目は、議員派遣の結果報告です。さきの議会で議決されたとおり、10月22日、議員20名が羽島市の羽島市文化センターで開催された中濃十市議会議長会主催の議員研修会に出席しました。研修会では、地域政策プランニング代表の福田志乃氏を講師に迎え、「グローバルな社会・経済を先読みした地域経営を」と題する講演を受講しました。日本の現状、市民とともに地域経営を通して探る自立への道、地域経営を指導させる方法、これからの議会に求められることなどが主な内容で、議会としてどのようにかかわっていくかを考える上で有意義な研修となり、議員の資質向上に大いに役立つ研修であったと思います。また、この研修に先立ち、岐阜市消防本部、瑞穂消防署、瑞穂市給食センターの視察を行いました。岐阜市消防本部では、岐阜中消防署で施設下部の耐震構造や司令室などを視察、瑞穂消防署では、消防隊員の訓練状況を視察、給食センターでは、給食の試食や給食状況の説明を受けました。

以上でございます。

議長（小川勝範君） 議員各位におかれましては、この研修の成果を生かし、よりよい瑞穂市

のまちづくりに役立てていただきたいと思います。

6件目は、平成20年第3回もとす広域連合議会の定例会について、広瀬武雄君から報告を願います。

8番 広瀬武雄君。

8番（広瀬武雄君） 議席番号8番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長より御指名をいただきましたので、平成20年第3回もとす広域連合議会定例会について、代表して報告いたします。

第3回定例会は、10月20日から24日まで、5日間の会期で開催されました。

去る9月26日、本巢市から選出された議員5名のうち1名が連合議員を辞職され、同日、同市議会定例会で欠員の選挙が行われました。これにより、総務介護常任委員会委員が欠員となったため、定例会の初日に同委員の補欠選挙が行われました。

今議会に広域連合長から提出された議案は10件で、内訳は、条例の一部改正を行うもの3件、決算の認定を求めるもの5件、補正予算2件でありました。

条例の一部改正については、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により所要の改正を行うものと、地方自治法の一部を改正する法律の施行により所要の改正を行うもの2件でありました。

決算及び予算関係につきましては、一般会計、介護保険特別会計、老人福祉施設特別会計、療育医療施設特別会計、衛生施設特別会計の五つの会計で平成19年度決算の認定を求めるものと、介護保険特別会計と老人福祉施設特別会計の平成20年度補正予算を定めるものでございました。

提出された議案は、広域連合長より提案理由の説明の後、所管の常任委員会に審査を付託し、10月24日の定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも可決または認定されました。

以上で、平成20年第3回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、定例会の資料は事務局に保管してありますので、御希望の方はごらんいただきたいと思います。

議長（小川勝範君） 以上、報告6件の資料は事務局に保管してありますので、ごらんをいただきたいと思います。

最後の7件目は、11月20日、総務常任委員長から、継続審査となっていた議案第67号の審査報告がありました。これについては、後ほど議題としたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） それでは、私の方から行政報告をさせていただきます。

平成20年第2回瑞穂市・神戸町水道組合議会定例会についてでございます。

去る平成20年11月25日に、瑞穂市役所南庁舎におきまして平成20年第2回瑞穂市・神戸町水道組合定例会が開催され、管理者として出席をいたしましたので、その状況について報告をいたします。

行政報告と議案2件であり、すべて可決・承認されました。

その報告の第1号でございますが、瑞穂市・神戸町水道組合会計資金不足比率の報告についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、瑞穂市・神戸町水道組合会計決算に基づき資金不足比率について算定した結果、資金不足は生じておりませんでした。

議案第3号平成19年度瑞穂市・神戸町水道組合会計決算の認定についてであります。

歳入総額1,294万5,000円、歳出総額978万6,000円、歳入歳出差引額315万9,000円となりました。

歳入につきましては、水道使用料が692万3,000円、繰入金187万8,000円、繰越金393万2,000円、諸収入21万2,000円となりました。

歳出につきましては、主なもので財産管理費612万3,000円、公債費355万8,000円となりました。

議案第4号平成20年度瑞穂市・神戸町水道組合会計補正予算（第1号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ265万9,000円を追加し、予算の総額を1,392万4,000円と決めました。

歳入につきましては、平成19年度の繰越金によるもので、歳出につきましては、基金への積立金を計上するものでございます。詳細につきましては、議案・資料等、環境水道部上水道課において保管をいたしておりますので、ごらんいただきたいと思います。

それでは、諸般の報告を申し上げます。

報告第8号専決処分の報告について。これは交通事故でございます。

瑞穂市只越地内で公用車が接触事故を起こした交通事故につきまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

報告第9号専決処分の報告について。これは損害賠償でございます。

実は呂久地内の市道にあいた穴が原因の車両破損事故につきまして、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をさせていただくものでございます。

以上2件につきまして、相手の方にはまことに申しわけなく、おわびを申し上げたところで

ございます。こうした事故が起きないように、職員の注意喚起や市道の管理に万全を尽くしてまいりますので、よろしく御理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上で報告を終わらせていただきます。

議長（小川勝範君） これで行政報告は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前9時33分

再開 午前10時13分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 議案第67号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） 日程第4、議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋でございます。

ただいま議長から発言のお許しを得ましたので、ただいまから、総務常任委員会に付託されておりました議案第67号につきまして、報告をさせていただきます。

平成20年第3回瑞穂市議会定例会において、総務常任委員会に付託されました議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、閉会中の継続審査となっておりましたが、11月14日と11月20日に委員会を開催し、慎重に審査しましたので、会議規則第39条の規定により、その経過及び結果について報告をいたします。

総務常任委員会は、11月14日午前9時30分から議員会議室で開会し、全委員が出席し、執行部から企画部長の出席を求め、審査を行いました。

委員会では協議会もあわせて開催し、各委員から次のような意見がありました。

市民公募もされた報酬審議会の答申を尊重すべき。現状の報酬額で専門職として議員活動ができるのか。将来、議員となる人のためにも生活を保障できる報酬額は必要。専門職として常勤化の流れの中、地方自治法の改正では「議員報酬」として名称が改められ、給与的な性格が取り入れられた。経済状況や市民感情も考慮する必要がある。他の類似団体との比較や議員定数との兼ね合いは、といった意見が出されました。

その結果、各委員でさらに熟慮し、また各党派であわせて検討する必要があるため、再度日を改めて委員会で審査することにしました。

日を改めて11月20日午前9時30分から議員会議室で委員会を開催、委員全員が出席し、執行部から副市長の出席を求め、審査を行いました。

まず協議会を開催し、各委員の考えや各会派での検討結果をもとに協議をしました。その後、委員会を開催しました。

本案に対しては、広瀬武雄委員から修正案の提出を受けました。

広瀬武雄委員より修正案の趣旨説明として、世界を初め日本経済の動向をかんがみると、1929年の世界恐慌以来の景気後退局面に入っており、今後も企業業績などが一段と悪化するおそれがある。したがって、本市においても、法人税を初めあらゆる税収入が大幅な減額となる可能性がある。このような状況の中、審議会の答申を尊重するとしても、現時点における報酬額の引き上げはとめるべきと判断し、修正案を提出するというものでありました。

その後、修正案に対する質疑はなく、討論に移り、1人の委員から、原案に賛成で修正案に反対の討論として、報酬審議会の答申を尊重するべきで、専門職として常勤化の流れの中、さきの自治法改正でも「議員報酬」として名称が改められ、給与的な性格が取り入れられた。これには、議員の生活給を最低限保障する考え方もある。本来なら、類似団体並みに36万円程度まで報酬額を増額してもいいとの討論がありました。

また、1人の委員から、原案及び修正案に賛成の討論として、世界の経済情勢が悪化する中、これから市の財政も懸念される。このような状況で報酬額を上げるのは不適切との討論がありました。

採決の結果、修正案については可否同数となったため、委員長裁決により可決し、修正議決した部分を除く部分については、賛成多数で原案のとおり可決しました。

その後、委員会及び協議会で出された各委員の意見や審査の経過を踏まえ、委員会の意見として次のとおりまとめました。

報酬審議会において、議員の活動内容の専門性、県内各市との比較等を検討していただいた結果、議員報酬を増額する答申をいただき、この答申を参考に、議案第67号として議員報酬を増額する改正案が上程されました。この答申は、議員の活動内容を理解していただいた内容で、深く感謝をいたします。

また、さきの地方自治法の改正では、議員が名誉職から専門職として常勤化の流れの中、「議員報酬」として名称を改められ、給与的な性格が取り入れられました。生活給の保障がなければ、これからの議会を背負う議員として、若い人たちの参加ができなくなります。このことから今回の報酬額の改正は、議員の生活給を保障する上で重要な意味を持つものでした。

しかし、世界的な金融不安や景気後退など、最近の経済情勢をかんがみたくところ、現時点において議員報酬を引き上げることについては、住民感情なども考慮し、ちゅうちょせざるを得ません。

よって、この答申を尊重して審査に当たりましたが、検討を重ねた結果、当委員会では、議員報酬は現状維持とさせていただきます。今後においては、このような審査経過を酌み取っ



ていただき、経済情勢が好転した時点におきまして、再度、専門職の議員としての生活給となる議員報酬について検討いただくようお願いします。これらの意見は、当委員会での全委員一致した意見であります。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。

平成20年12月1日、総務常任委員会委員長 藤橋礼治。

以上でございます。

議長（小川勝範君） これより、議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番 熊谷祐子です。

私は、ただいまの委員長報告に対して質疑をさせていただきます。

継続審査になっておりましたので、11月14日と11月20日に総務常任委員会が開かれたということですが、私は総務委員ではございませんので、傍聴もしていませんでしたが、聞くところによりますと、1回目の総務常任委員会では、9月議会で執行部から出されました67号議案、報酬を上げるということについて、全員が賛成だったと伺っております。それが、6日後の20日には反対ということになったと伺っています。つまり、私が申し上げたいことは、議会は、議員は、議論をして決める、議員の議は議会、議論の議です。議というのは、言うに義という字を書きますが、義は大勢の人のためにと、社会のためにとという意味ですが、個人的な思惑などではなく、社会にとってどういうあり方がいいのかを話し合う、それが議員の仕事だと思えますが、6日の間にこれが変わったということは、議論ではない部分で変わったのか、非常に9月議会から、9月議会もです。丁寧な議論を積み重ねてきて、私は瑞穂市議会はほかの全国的な議会に比べて、明治維新じゃありませんけど、成熟とはほど遠い議会だと思っておりますが、それが大変議論を積み重ねて、希望が持てる議会だと思っていたのですが、この第1回目の総務常任委員会と、第2回目の総務常任委員会で変わったというのは、議論によってではなくて、どういうことで変わったのかをまずお聞きします。

2点目に、ただいま大変丁寧ないろいろな議論があったということをお聞きしましたが、その中で、日本の類似団体の議会に比べて、また岐阜県内の、主に21市ですが、それと比べて最下位であるものを上げるわけですね。これについての議論があったのかどうか。つまり、上げることがひとり歩きしますと、今の経済動向を見てということになるわけですが、平均的に、最高と比べているわけじゃなくて、平均と比べましても10万円以上安いわけですね、この議会は。それを、私は報酬審議会を全部傍聴させていただきましたが、10万上げても高くはないん

だからという中で、しかし経済動向だの、市民の皆様の御理解を得られるかという危惧があるので、半額に近い4万5,000円だけ上げることさせていただこうという、大変丁寧な報酬審議会の議論がございました。つまり、これだけ上げて平均には届かないんだという指摘があって、しかし、瑞穂市議会には期待をしないと、議員の皆様に。上げて、その分しっかり働いていただきたいというメッセージを込められた、平均給与に比べて半額に及ばない値上げが答申されたわけですが、この点、金額について、高いのをさらに高くしようとか、平均的であるけれども高くしようという内容ではなかったという点ですね。この点についての議論はどのようにされたのか、お聞かせください。この2点です。

今議会には、瑞穂市の職員給与の給与引き上げの議案も出されております。瑞穂市の財政的に大変だというならば、この修正案に賛成される方は、今議会のこの議案も当然反対されるのでしょうか。

以上、2点について質疑申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（小川勝範君） 総務常任委員長 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） ただいま熊谷議員から質疑がございましたが、まず初めに私ども申し上げたいのは、総務委員の5名は慎重にこの問題について取り組んだことは、これは御理解いただくと、こんなふうになっております。だれもかも、やはり上げる言葉については、これはいいなと、こんなふうで判断はされておったと私は思っております。ただし、これは地域、あるいはいろんな世界情勢が、ちょうどあのときは世界のこういった情勢がテレビ、新聞紙上から大きく報道された、その時期のせいもございまして、やはりこれは個人の私たちがお互いにもう少し辛抱して、景気がよくなってから、4万5,000円、5万円でなしに、もっと大きな金額でお願いしたらどうかという、こういった気持ちのあらわれではなからうかと、こんなふうには私どもは思っています。それで、今も委員長報告でしましたとおり、やはりこの報酬議会の委員の皆様方には大変お世話になって、私どもはこんな否決をするようなことはと思っておりますが、今申し上げました、やはり議員一人ひとりがそういった気持ちで、これもやはり瑞穂市をよくしたい、瑞穂市の発展のためという、小さなことかもわかりませんが、私はその気持ちを買われたんではなからうかと、こんなふうには思います。とにかく、私どもは、慎重に時間をかけてやったことだけは御理解をいただきたいと、こんなふうには思っております。

今申し上げました、36万は当たり前じゃないかというような、こんなふうな意見もございました。私も、ほかから比べますと、それが本当である、それにふさわしい金額があってもいいんじゃないかと、そういった気持ちもございましたが、今申し上げましたように、この瑞穂市の今が一番大事であり、この情勢をやはり今お互いに御辛抱いただいて、景気がよくなったときにはまた報酬審議会も開催をしていただきまして、もっと大きな金額を要望したいと、こんなふうの総務委員全員の意見でございましたので、採決の結果2対2でございましたので、

私はこちらの方に賛成をしたと、そんなふうでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思えます。

それではよろしゅうございますか。あまり上手には話せませんが、やはり地域へ帰ってみますと、そうやな、今こういった時期やで、よう辛抱したなと、やっぱりこういった市民の声が多かったことは事実でございますので、私どもの考えは決して間違っていないじゃなかろうかと、こんなふうにしておるわけでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、熊谷議員に対する私の答弁とさせていただきます。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 私がお聞きしたことは、一つ目は、14日から20日の6日間の間に社会経済の金融恐慌があったわけではありませんね。もう14日の前からあるわけですから、その間に意見が変わったというのはおかしいわけですから、なぜこの間に全員賛成が賛成ではなくなったのかをお聞きしたわけです。これについてお答えいただきたいと思えます。6日の間に金融恐慌が起こったわけではございませんので。

二つ目は、藤橋委員長のお考えはよくわかりましたが、どのような議論があったかをお聞きしたわけで、その4万5,000円上げるということは、平均よりもなお平均に追いつかないと。そういう議論があったのかどうかをお聞きしているの、常任委員会の中であった議論をお聞かせください。藤橋委員長のお考えはよく理解しております。全体としての議論をお聞きしたいと思えます。

議長（小川勝範君） 藤橋礼治君。

総務常任委員長（藤橋礼治君） 先ほど申し上げましたとおり、これは私藤橋礼治が、自分がいろんな市民の方、そして今申し上げました、この情勢であれば、4万5,000円よりも少し時間をとっていただいて、また景気でもよくなったときに報酬審議会の方も御理解をいただいて、皆さんの、私36万と申しましたが、それに近いようなそういった報酬ができるように、今ここはしばらく辛抱していただいた方が、これが瑞穂市の発展にもつながるし、市民の感情等についてもいいんじゃないかと、こんなふうで私の個人の意見でございますので、その点よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 同じことを聞いても同じお答えしかないの、この14日から20日、6日間の間に変わった理由はわからないし、それから、委員会の中で議論ですね、お1人のお考えではなくて、話し合いがあったのかどうかということも不明だと受けとめて質疑を終わります。

議長（小川勝範君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

本案に対する委員長の報告は、修正です。

討論の順序は、まず原案に賛成者、次に原案及び修正案に反対者、次に修正案及び修正を除く原案に賛成の順に行います。

それでは、まず原案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。まず原案に賛成者、修正に反対、討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 3番 熊谷祐子君。

3番（熊谷祐子君） 議席番号3番、改革の熊谷祐子です。

私は、原案賛成、修正案に反対の立場で討論をいたします。

私たちは、9月第2回定例会で、65号議案というのに、全会一致だと思いましたが、可決いたしました。この65号議案というのは、私は「のの字抜き議案」と自分で名づけましたが、「議員の報酬」という言葉を「議員報酬」と「の」を抜くだけの議案でした。これに私たちは全員が賛成したわけです。これは、私たち全員に、全国の市議会議長会から配られています、全国市議会旬報の7月5日号で私たちに広報されましたように、改正自治法が成立したこと、地方議会の活動範囲が明確化されたこと、この記事に基づくものです。この中には二つの内容がありましたが、そのうちの 하나가、この「の」の字を抜くという議案でした。これは、議員の報酬に関する規定の整備でした。つまり、議員の報酬に関する規定が、名称も「報酬」から「議員報酬」に改められ、非常勤の職員との分離化が図られたわけです。その意図は、たびたび言われていますように、今の議員はもう名誉職ではない、単なるボランティアでもない、世界が、日本が、地方が、急激に変わっていく中で、日常的に専門職として果たさなければならぬ仕事がふえたということから、全国市議会議長会が長年かかってようやく「の」の字を抜くという地方自治法の一部を改正したわけです。これに皆様賛成なさったわけですから、私も、であれば、全国においてもですが、県内最下位の、平均と比べても10万以上低いという、こういう現状の瑞穂市議会議員の報酬を、審議会でも大変健全なお考えをお示くださったように、その半額にも及ばない額を上げるという方向に、私は9月議会の67号原案に賛成でございますので、ここでこの修正案には反対させていただきます。以上でございます。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（小川勝範君） 4番 西岡一成君。

4番（西岡一成君） 私は、67号議案に賛成、修正案反対の立場で討論を行いたいと思います。

市町村議員の身分保障、あるいは待遇改善の問題につきましては、長い間、町村議会、あるいは市議会議長会等々の中で懸案の事項であったわけです。それが今、熊谷議員の方からも話がありましたように、自治法の改正が先般行われまして、これからの地方分権化時代の議員のあり方の問題として、その位置づけも議論を地制調等の中でなされております。やはり名誉職から専門職、そして、一つ仕事をやったらそれに対する報酬を与えるということではなくて、議員の身分に対してきちんとした生活給を保障していく、そういう方向での改正の内容であるわけでありまして。やっと一部が結実をしたということで、私は町村議会としては大変喜ばしいことであるというふうに思っております。

そういう中で、さて、現状をやはりもう一回皆さんに確認をしていただきたいと思うんであります。タペもインターネットで類似団体の報酬をずうっと見ていました。そうしますと、明らかにおり、21市の中で瑞穂市は最低であります。下呂市は27万、本巣市27万、飛騨市27万というところがありますけれども、あとはすべて30万以上というのが現実であります。これは、先ほど申し上げた市町村議員の身分のあり方の問題として、それぞれの議会の中では努力をされたたまものだと思うんですね。それらの議会の中には、自民党も会派としております。日本共産党もいる、民主党もいる、そういう会派はいろいろあるんだけど、地方議会全体の願いとして議論を重ね、結実をしてきておるんだということをしかり踏まえていただかなければならないと思うわけでありまして。

しかしながら、残念ながら、合併して5年たちますけれども、合併当時、松野幸信市長でありましたけれども、率直に申し上げれば、議会はあってもなくても一緒だと。行政の事後承認機関として機能しておればそれでいいんだというような、結果としてはまさに名誉職的な議員であっていいという、こういう考え方であったわけです。その結果が、報酬を25万5,000円というふうにする。

この25万5,000円という報酬、皆さんは初めてなられて、まあそんなもんかなと思う方もおられるかと思うんですけど、私、ここに瑞穂市になる前の穂積町議会時代の報酬を持ってきておるんですよ。そうすると、穂積町の場合は報酬が24万だったんですね。で、支給額のところを見ると幾らになっているか。19万600円なんです。19万600円、非常に細かい話をしますけれども、事実だけはっきり確認をしておかなきゃいけないから申し上げている。じゃあ、今、毎月皆さんがもらっておる報酬の支給額は幾らになってますか。通常の場合は18万8,900円なんです。そうすると何が明らかになるか。要するに1,700円ほど穂積町議会の議員のときより支給額が少ないんです。で、このほかもっと、国民年金1万4,410円、国民健康保険税、大体年額で23万6,600円、所得税10万8,200円、住民税、年間21万2,100円等々を引いていきますと、毎月の今の25万5,000円の中で大体15万ぐらいになるんです。これが現状なんです。これがず

うっと市町村議会の中でみんな考えてきた議員の、住民の先頭に立って頑張る身分としての保障、つまり生活給として保障するという実態であるかどうか。このことをしっかり考えなきゃいけないというふうに私は思います。

先ほど熊谷議員も言いましたけれども、別に今になって不況が深刻化しただけではありません。もちろん、1929年以降の世界的大恐慌に匹敵する云々ということはありませんけれども、不況のときはいつもあったんです。穂積町の24万、ほかの自治体が27万、28万のときでも24万だったんです。そのときにも不況はずっとあった。構造的な不況がある。これから将来の日本経済についても、率直に申し上げて非常に厳しいものがあります。日本の経済だけじゃないです。資本主義経済の仕組みそのものが今日的な限界にぶつかっているんです。こういう論議はまた別にしますけれども、そういうことを踏まえれば、なかなか不況という状態がある。けれども、不況でも食べていかなきゃいけない、労働者は。不況でも賃上げはしなきゃならん。瑞穂市のこの議員報酬についても、25万5,000円という額は、絶対的にやっぱり先ほど言ったように、15万ではもう生活はできません。40代、50代の勤労者がもし瑞穂市の市会議員になろうとしても、実際、40代や50代の普通の平均的なサラリーマンの手取り額で15万なんていう人いるでしょうか、実質可処分所得が。我々の息子でも、30やそこらで手取り20万はあるんです、社会へ出てたった6年かそこらで。我々は、例えば20年以上議員活動をやっておりますけれども、今のような状況なんですね。

ですから、自分がそれを乗り切れることは個人的にできても、本当に住民の代表として普通のサラリーマンが仕事をやめて議会活動をやる、こういう状況になれるかどうか。私は実際は難しいと思うんです。それはやっぱり資産家か、あるいは組織か、それがある人でなければなかなか議員活動をやることはできない。それは私が21年間議会活動をやってきた中での総括。だから自分のこととして言うんじゃなくて、これからの議員のあり方としてどうかという立場から物を申し上げているんです。私たちはもう年金をもらう時代になった。私も年金をもう今もらっていますけれども、それを足せば、もう本当に子供も巣立っていくし、生活はやっていけるんです。けれども、今まで来た道を振り返ったときに、これからの若い人たちに、そういうことをせずに本当に議会活動に専念したいという人はそれに専念できる、そのための環境をどうやってつくってあげるか。それが今に生きている、今議員をやっている我々が残せる財産の一つでもあるというふうに私は心から思っております。本当にそう思っております。ですから、今回の修正案ですけれども、世界不況とか、あるいはまた住民感情云々ありますけれども、私は基本的には、そういうことがあったとしても、やっぱり上げるべきだというふうに思っております。

それから、住民感情の問題について一言苦言をしておけば、この問題は、不況だからだけではなくて、特に強いかもしれませんが、好況のときでもあると思います。議員報酬を上

げるということについて、住民の批判というものはあると思います。しかしながら、問題は、本当に瑞穂市民のどれだけの人たちがこの瑞穂市議会の議員の報酬の実態を知っておるのかどうか、私はそのことが問題だと思います。私は身近な支持者だとか、仕事の現場での話しか経験がありませんけれども、15万ぐらいか実質可処分所得だよと言ったらびっくりします。まさか、40万ぐらいもらっていたというふうに、瑞穂市の住民の方でも言う人がやっぱりおられます。ですから、もっともっと自分たちの実態を市民の皆さんにお話をして、どうやったら住民の代表としての議会活動が住民の期待にこたえる形で展開をできるのかどうか、このことをやはり今後とも住民の皆さんと一緒に議論をしていくことが必要ではあるというふうに思っております。

結論的には、67号の原案は賛成、修正案は反対という立場で討論を終わらせていただきたいと思っております。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（小川勝範君） 議席番号13番 小寺徹君。

13番（小寺 徹君） 議席番号13番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第67号瑞穂市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例に対する修正案に賛成する立場で討論を行います。

この修正案は、報酬値上げの部分を削除するという内容の修正案でございます。この内容は、今の情勢時期に適した修正案だと私は判断をしております。

9月の67号議案が提案されたときの総括質問で私は質問いたしました。現在の瑞穂市の職員のラスパイレスは、県下21市の中で何位ですかと質問いたしました。21市のビリだという答弁でございました。さらにもう一つ、今瑞穂市で、日々雇用の職員の皆さんが1ヵ月丸々日々雇用で働いたときの賃金は幾らですかという質問をいたしました。大体22万から23万ということでございます。

まず、瑞穂市議会の議員をよく見ている市の職員の皆さんの理解と納得が、このような状況の中で報酬値上げをするということに得られるかどうかという点を見ますと、私は理解と納得が得られないと、そういう判断をしております。

さらに、私は今農業を行い、柿づくりを行っております。ことしの柿の市場相場は非常に安く、平成17年も非常に安い暴落ぎみでしたが、現在もそうです。現在の経済状況が反映して、農産物の価格が非常に低迷をしております。こういうような中で、市議会の議員報酬値上げに賛成をしたと、柿生産者に私はとても報告することはできません。そういうような状況です。ナシの生産者にも夏、聞きましたら、ことしは豊作貧乏で困ったというような話をたくさん聞きましたが、瑞穂市で一生懸命農業に携わっている方たちの今の生活状況を見ると、とても報

酬の値上げをと、賛成ということにはならないのが現状でございます。

賛成者の論議の中で、今度の条例改正で「報酬」を「議員報酬」と変えたと。議員は専門職で、常勤的に仕事をする。それにふさわしい報酬にすべきだという議論が行われました。私はそのとおりだと思います。しかし、この地方自治法が変わり、条例が変わったら、すぐその実態の議員活動になるかどうかという、そうはなりません。そういう方向を目指して頑張ろうということでございます。そういう点で、こういう方向を目指すという方向は賛成し、ここで確認をするわけですが、その実態はすぐそうなるというわけではございませんので、私は今の時期には、この提案された原案の報酬値上げには反対し、削除する、そういう方向で行くのが一番ベターだということでございます。

以上で、修正案賛成討論を終わります。

議長（小川勝範君） ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

本案に対する委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について、起立によって採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、委員会修正は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正議決した部分を除く部分について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立多数です。したがって、修正議決した部分を除く部分について、原案どおり可決されました。

日程第5 議案第85号から日程第16 議案第96号までについて（提案説明）

議長（小川勝範君） 日程第5、議案第85号人権擁護委員候補者の推薦についてから日程第16、議案第96号市道路線の認定についてまで、一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。



市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） いよいよ平成20年も師走に入り、残すところ1ヵ月となったわけでございます。そんな中におきましての第4回の瑞穂市議会定例会でございます。もう早速御出席をいただいて、いろいろ御議論をいただいております。

さて、ことしは、原油や穀物の高騰、アメリカのサブプライムローン、さらにはリーマン・ブラザーズの破綻に端を発しました、アメリカ発のかつてない全世界への金融危機が、世界的経済不況を引き起こし、輸出依存の高い我が国経済にも大きな打撃を与えておるところでございます。私たちの生活にも大きな影響を与え、その長期化が懸念されるおるところでございます。当市の今年度予算の税収確保も非常に厳しいものがあり、今後の動向を注視する必要があります。

現在、新年度予算編成事務を行っているところでございますが、こうした状況を勘案しますと、来年度はかなりの減収を覚悟しなければならず、厳しい予算編成を余儀なくされることは必須であると考えておるところでございます。

こうした中で、この1年を総括し振り返ってみますと、多くの市民の皆さんの意見をもとに市民憲章を制定しました。わかりやすく親しみの持てる、将来に誇れる市民憲章ができたわけでございます。

5月からは、新しい議員の皆様とともにまちづくりを進めることとなり、5周年を経た瑞穂市のまちづくりが軌道に乗ろうといたしておるところでございます。また4月からは、岐阜市消防本部に瑞穂市全域の消防・救急体制を委託する運びとなり、消防体制の整備を図ることができました。幸いにも大きな火災はありませんが、交通事故はふえております。加えて、犯罪もふえております。市民一人ひとりの心がけで、安全で安心できるまちづくりをより一層進めてまいりたいと考えておるところでございます。

先ほども述べましたが、現在、平成21年度の予算編成を行っております。できる限り無駄を省き、建物、橋梁など、補強できるものは補強し、延命措置をとると同時に、必要な都市基盤整備など、将来のまちづくりに必要な経費は積極的に投入するなど、メリ張りのある予算編成を進めていきたいと考えております。

さて、今回、議案として提出させていただきました案件は、人事案件1件、指定管理者の指定1件、条例改正7件、補正予算2件、市道認定1件の計12件であります。

それでは、順次、その提出議案の概要を説明させていただきます。

まず議案第85号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

人権擁護委員 植田作治氏の任期が平成21年3月31日に満了するに当たりまして、引き続き同氏を委員の候補者として法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

議案第86号指定管理者の指定についてであります。

瑞穂市うすずみ研修センターの施設の管理業務について、地方自治法第244条の2第3項の規定により、引き続き指定管理者として財団法人NEO桜交流ランドを指定したく、議会の議決を求めるものでございます。

議案第87号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。

市民の行政への参加の場を充実させる目的から、市の附属機関として新たに瑞穂市地域公共交通会議、瑞穂市食育推進会議、瑞穂市予防接種健康被害調査委員会、瑞穂市特別融資推進会議を設置したく、市条例の改正を行うものでございます。

議案第88号瑞穂市認可地縁団体の印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成20年12月1日に施行されることに伴いまして地方自治法及び同法施行規則が改正されたため、市条例の改正を行うものでございます。

議案第89号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

先ほどの所信で述べさせていただいたところでございますが、まちの発展には、安全・安心なまちであることが最も望まれるところでございます。よって、専門職として市民安全対策監を設置し、防犯、交通安全対策など各般にわたって市民の安全・安心の総点検を実施し、市民ぐるみで安心できるまちづくりを進めたく提案をさせていただくものでございます。

議案第90号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

平成20年2月に新しく福祉部を設置し、市民部、環境水道部を改編し、福祉行政、健康推進行政、環境行政など、市の課題に対応すべく機構改革を行ってきたところでございます。しかし、これにあわせた職階級の位置づけを明確化する給与構造の見直しについては、時期等の制約により積み残しとなっておりますが、今回、各課の組織の中において職務の級の位置づけをより明確化することで責任ある執行体制を整備したく、その職務に適した給料表とするため、一般職については現行の6級制を7級制に改正する等、市条例の改正を行うものでございます。

議案第91号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてであります。

地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布され、必要な改正をしてきたところでございますが、今回、県税条例案との整合性の調整でおこなわれていた寄附金税制の拡充の中の地方公共団体以外に対する指定について、改正を行うものであります。

議案第92号瑞穂市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。

現在建設中の本田のコミュニティセンターについては、平成21年4月の供用開始を目標に工

事を進めているところであります。よって、地方自治法第244条の2の規定に基づき、公の施設として条例に規定するため、議会の議決を求めるものでございます。

議案第93号瑞穂市長寿者褒賞条例の一部を改正する条例についてでございます。

多年にわたり地域社会の発展・向上に貢献されました高齢者の皆様に感謝し、長寿をお祝いするに当たりまして褒賞金を授与しておりますが、社会の人口構成の変化に伴いまして、これを見直すものでございます。

議案第94号平成20年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,422万9,000円を追加し、総額148億806万円とするものでございます。また、6件の繰越明許費の設定と1件の債務負担行為の補正をお願いいたしております。

歳出面については、各科目において、給料、職員手当等、共済費の増減をいたしております。これは職員の異動によるもの及び職員給与の適用給料表の見直し等に伴うもので、合計で802万1,000円の減額となっております。

款、総務費の賦課徴収費で、固定資産税の評価がえ等の経費が確定したので、722万5,000円減額し、戸籍住民基本台帳費では、長年使用しましたレジスター及びシュレッダーが老朽化したため備品購入費100万円を計上させていただきました。

民生費では、障害者福祉費で自立支援給付事業など扶助費として1,080万8,000円、3歳未満児の保育ニーズが高いことから、認可外保育所入所者補助金112万4,000円、私立保育所運営費負担金542万円を増額いたしております。

衛生費では、成人保健費で事業確定に伴う検診委託料1,144万円を減額、一方では、万が一に備えまして新型インフルエンザ対策として予防費の消耗品費に500万円を計上いたしております。

教育費では、小学校の扇風機の設置を、来年度の夏季期間に間に合うよう2,000万円を計上し、繰越明許費を設定します。

総合センター費では、総合センターの屋根の屋上防水工事が一部改修で済んだため、500万円を減額しております。

次に、歳入につきましては、ガソリン税等の暫定税率の失効中の減収分として、地方税等減収補てん臨時交付金470万3,000円の増額、交付税の算定がえによる511万1,000円の増額、障害者自立支援給付金の国庫負担金490万4,000円の増額、県負担金245万2,000円の増額、小学校の扇風機工事の財源として公共施設整備基金繰入金2,000万円、もとす広域連合からの精算金1,218万1,000円の増額を計上させていただきました。

また、雑入の成人保健事業負担金につきましては、健診受診窓口での直接支払う方法への変更によりまして、1,567万3,000円減額するものであります。

議案第95号平成20年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

水道事業会計の収益的支出を49万5,000円増額するもので、営業費用で職員給与費等106万円を増額し、営業外費用、繰延勘定償却で確定した不用額56万5,000円を減額するものでございます。

議案第96号市道路線の認定についてであります。

道路法第8条第2項の規定により、五六川の歩道橋新設に伴う認定をお願いするものでございます。

以上、議案に対しましていろいろ概要を説明させていただきました。どうか十分な御審議をいただきまして、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございます。

議長（小川勝範君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時43分

議長（小川勝範君） 休憩前に引き続きまして会議を開きます。

お諮りします。ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第85号を会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま一括議題となっております議案のうち、議案第85号は委員会付託を省略することに決定しました。

議案第85号について（質疑・討論・採決）

議長（小川勝範君） これより議案第85号人権擁護委員候補者の推薦についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（小川勝範君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

人権擁護委員候補者に植田作治君を適任とする意見の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（小川勝範君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第85号人権擁護委員候補者の推薦については、植田作治君を適任とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（小川勝範君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。大変御苦労さまでした。

延会 午前11時45分

